



志摩市身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 11 日

志摩市長

橋爪政吉

志摩市規則第**31**号

志摩市身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免取扱規則の一部を改正する規則

志摩市身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免取扱規則(平成17年志摩市規則第81号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

志摩市身体障害者等に対する軽自動車税減免取扱規則

第1条及び第3条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条中「軽自動車税種別割減免申請書(様式第1号)」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

第5条中「軽自動車税種別割減免決定通知書(様式第2号)」を「軽自動車税減免決定通知書」に、「軽自動車税種別割減免却下通知書(様式第3号)」を「軽自動車税減免却下通知書」に改める。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の志摩市身体障害者等に対する
軽自動車税減免取扱規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。